

行政文書開示請求書

令和3年10月21日

茨城県知事 殿

申請者 住所又は居所 茨城県取手市 [REDACTED]
氏名又は名称 [REDACTED] [REDACTED]
(法人その他団体に
あつては、代表者の
氏名)
連絡先
(電話番号) [REDACTED]

茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第5条の規定により、次のとおり開示請求します。

<p>1 請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項</p>	<p>1) 茨城県章の無断使用が確認された時の対処方法を定めた文書 2) 知事大井川氏個人のホームページおよびYouTubeチャンネルで一時、茨城県章が無断使用されていたこと（資料画像添付）への対応が分かる文書・電磁的記録 http://k-oigawa.jp https://www.youtube.com/channel/UCb9U477SBVwEczDoLbbcW9A</p>
<p>2 求める開示の実施の方法</p>	<p>1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 事務所での交付 <input checked="" type="checkbox"/> 送付による交付)</p> <p>2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧（印刷物として出力したもの） <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの聴取、視聴又は閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 (<input type="checkbox"/> 事務所での交付 <input checked="" type="checkbox"/> 送付による交付) <input type="checkbox"/> 複写物による写しの交付 (<input type="checkbox"/> 事務所での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付)</p>
<p>3 備考</p>	

(注) 写しの送付による交付を受ける場合には、別途郵送料が必要となります。